

参考資料 (給付関係)

基本手当

基本手当及び基本手当に係る令和3年度末までの暫定措置等について

現行の基本手当の概要

一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者（以下「特定受給資格者」という。）などは、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、公共職業安定所で失業認定を行った上で基本手当が支給される。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則50～80%、所定給付日数は、特定受給資格者は90日～330日、特定受給資格者以外の者は原則90日～150日である。

令和3年度末までの暫定措置等の概要

雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充等（令和2年度影響額：120億円（推計値））

- 雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充する。

※ 上記に該当する者は、特定受給資格者と同様、再就職手当を受給した後新たな受給資格を取得することなく再び離職した場合に、受給期間を一定期間延長する措置の対象にもなる。

地域延長給付（令和2年度実績：0.04億円）

- 雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた特定受給資格者などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

コロナ特例延長給付（令和2年度実績：1,167億円）

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により離職した者に対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

※ 緊急事態宣言期間と離職日の状況に応じて、対象者を変更。

一般求職者給付(基本手当等)

④ 特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較

類型	概要	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数	給付制限期間
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い)	なし
特定理由離職者 (特定受給資格者に該当する者を除く)	期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い) ※令和4年3月31日までの暫定措置	なし
	その他やむを得ない理由により離職した者		90日～150日 (一般と同じ)	
一般受給資格者	上記以外の者	2年以内に12か月	90日～150日	2か月 ※5年以内に2回を超える場合は3か月 ※災害時は1か月に短縮

※1 就職困難者(障害者等)については、上表にかかわらず所定給付日数は150日～360日(その他の要件は、上表の各類型による)

※2 令和2年5月1日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる

地域延長給付の概要

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間(※)延長される(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの暫定措置)。※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者(次のいずれにも該当する求職者)

- (1) 就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者(期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。)
- (2) 雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域(以下「指定地域」という。)内に居住する者
- (3) 公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者

(指定地域)直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域

- ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上
- ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下
- ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上
- ④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、
 - ・ 自所管内の就職率が50%以上の場合 → 自所が①～③の基準を満たす場合に指定
 - ・ 自所管内の就職率が50%未満の場合 → 自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定(ベッドタウン要件)

(※) ④の要件については、平成29年改正により追加。

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}}$$

→四半期ごとに判定を行い、指定要件を満たした場合には、当該年度を通じて対象地域となる。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

対象となる方

離職日に応じて以下に該当し、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象。

離職日	対象者
① 緊急事態宣言発令以前	離職理由を問わない（全受給者）
② 緊急事態宣言発令期間中	特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2
③ 緊急事態宣言解除後	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

※1 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

※2 特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者

※3 お住まいの地域を発令地域として指定する公示がされた日において受給資格者の方が対象です。

※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象となりません。

※5 特例延長給付を受けている方が再度特例延長給付を受けることはできません。

※6 上記①～③に対応する期間は、お住まいの都道府県が緊急事態宣言の対象地域となっていた期間（複数回の緊急事態宣言で対象となっていた場合は最新の緊急事態宣言の対象地域となっていた期間をいう。）の始期と終期により判断されるため、都道府県毎に異なります。

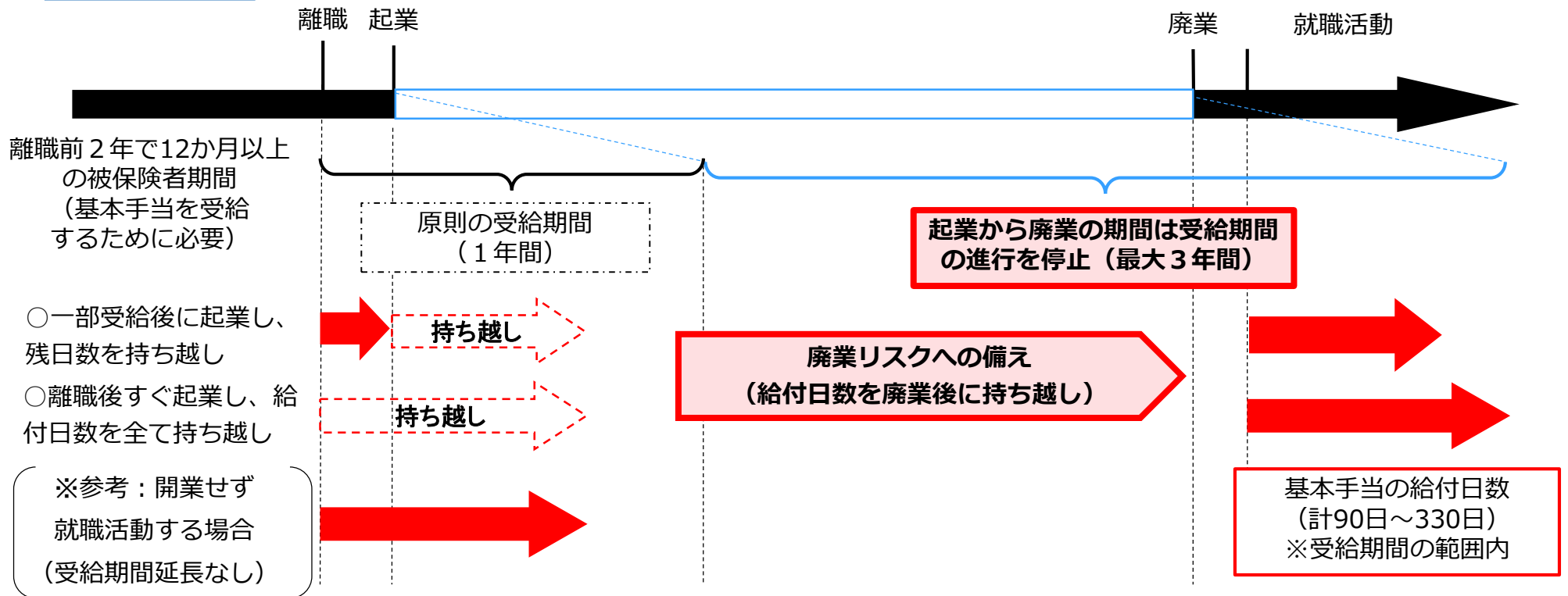
延長される日数 60日（一部30日※）

※35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方
45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

事業を開始した者に対する基本手当の受給権の確保について

- 就業形態が多様化する状況に鑑み、雇用保険の基本手当受給資格者が事業を開始した場合に、一定期間、廃業後の求職活動を支えることができる仕組みを設けることについてどのように考えるか。
- 具体的には、例えば、妊娠、出産、育児等により求職活動ができない期間がある場合に設けられている「受給期間延長」の仕組みに不ならい、基本手当の受給資格者が事業を開始した場合に、事業を行っていた期間について、基本手当の受給期間を最大3年間進行させない仕組みが考えられる。

<イメージ図>



教育訓練給付

教育訓練給付の概要

2021年9月作成

労働者が、主体的に厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 (2014年10月制度開始) ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	特定一般教育訓練給付 (2019年10月制度開始) ＜特ご労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講を対象＞	一般教育訓練給付 (1998年12月制度開始) ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象＞
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 40% (上限 20万円) を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% (上限 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上) ※在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,584講座 (2021年10月時点)	484講座 (2021年10月時点)	11,177講座 (2021年10月時点)
受給者数	29,404人 (2020年度実績) / 100,846人 (制度開始～2020年度) ※いずれも初回受給者数。	1,647人 (2020年度実績)	89,011人 (2020年度実績)
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦のタイプのいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。 (【】内は講座期間・時間要件)</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間 (法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5)】</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム。 就職・在職率の実績が一定以上 (商業実務、経理・簿記等) 【2年 (キャリア形成促進プログラムは20時間以上2年未満)】</p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) 【2年以内 (資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 大学等の職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) ※1 就職・在職率 (正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (ITSSレベル3以上、情報処理安全確保支援士等) ※2 【時間が120時間以上 (ITSSレベル相当4以上のものに限り30時間以上※3) かつ期間が2年以内】</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等) ※4 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】</p> <p>※1：2016年4月から適用 ※2：2016年10月から適用 ※3：2017年10月から適用 ※4：2018年4月から適用 ※5：2019年4月から適用</p>	<p>次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む) ※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。</p> <p>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 (ITSSレベル2以上 (120時間未満のITSSレベル3を含む)) ※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。</p> <p>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 就職・在職率の実績が一定以上 ※ 専門実践教育訓練の②・③に該当するものを除く。</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制：3か月以上1年以内</p>	<p>次の①又は②のタイプのいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。 ・通学制：期間が1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ・通信制：3か月以上1年以内</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (同行援助従事者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等)

専門実践教育訓練給付等の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和3年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,584講座(令和3年10月1日時点) ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,579講座
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:690講座
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:91講座
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:136講座
例)特別の課程(保健)特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:85講座
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

求職者支援制度

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、月10万円の生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）を受給しながら無料の職業訓練を受講し、再就職、転職、スキルアップを目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ コロナ禍で講じている制度の活用を進める特例措置（令和4年3月31日までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<u>月8万円以下</u> → <u>シフト制で働く方などは月12万円以下</u> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<u>月25万円以下</u> → <u>月40万円以下</u> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<u>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> → <u>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</u> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<u>再就職や転職を目指す者</u> → <u>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</u> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	訓練期間： <u>2か月から6か月</u> → <u>2週間から6か月</u> 訓練時間： <u>月100時間以上</u> → <u>月60時間以上</u> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

求職者支援訓練の受講指示対象への追加について

制度の現状

- 雇用保険基本手当受給資格者が、公共職業安定所長が指示する公共職業訓練等を受講する場合、訓練延長給付^(※1)及び技能習得手当^(※2)を受給することが可能。

(※1) 訓練終了までの間、所定給付日数を超えて基本手当を支給（最長2年間）

(※2) 受講手当（日額500円、上限20,000円）及び通所手当（月額上限42,500円）

- 一方、現行制度上、求職者支援訓練は公共職業安定所長の受講指示の対象とされていないため、受給資格者が求職者支援訓練を自主的に受講しても、基本手当は支給されるものの、訓練延長給付や技能習得手当は受給できない。

(参考1) 令和2年度求職者支援訓練受講者（23,734人）のうち

I 基本手当受給期間と訓練受講期間が重なる者（技能習得手当の対象となり得る）
8,344人

II Iのうち訓練期間が所定給付日数の支給終了日を超える者（訓練延長給付の対象となり得る）
4,928人

(参考2) 法令上の「公共職業訓練等」の範囲

- ① 国、地方公共団体、JEEDが設置する公共職業能力開発施設の行う訓練（民間教育訓練機関等に委託して実施されるものを含む）
- ② 雇用保険二事業（能力開発事業）として実施する職場適応訓練及び介護労働講習
- ③ 障害者雇用促進法に規定する適応訓練
- ④ 高年齢者雇用安定法の規定により策定された計画に準拠した訓練
- ⑤ 船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練等

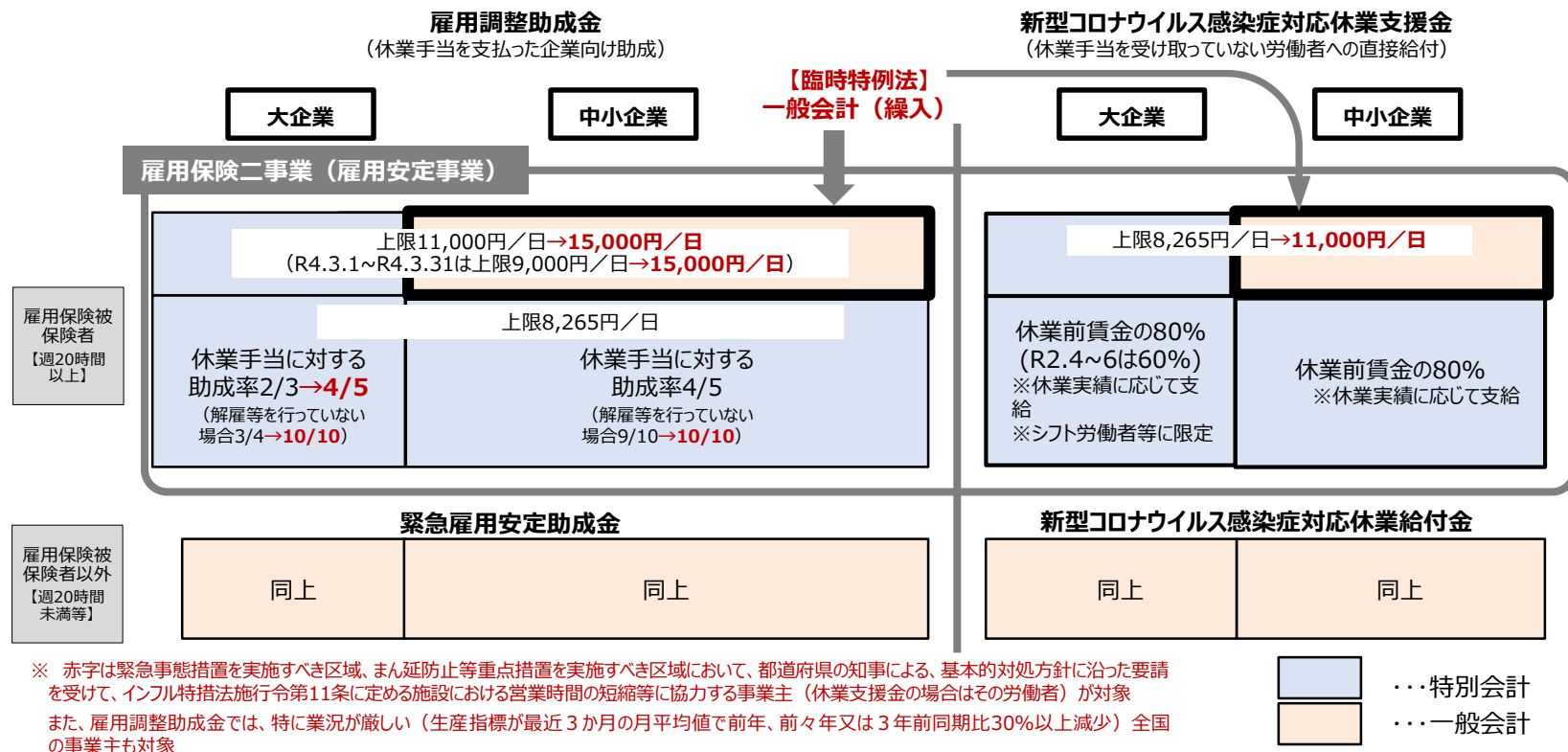


公共職業安定所長の受講指示の対象に求職者支援訓練を追加することにより、基本手当受給資格者が求職者支援訓練を受講する場合についても、訓練延長給付及び技能習得手当の支給を可能とすることについてどのように考えるか。

雇用調整助成金・休業支援金等

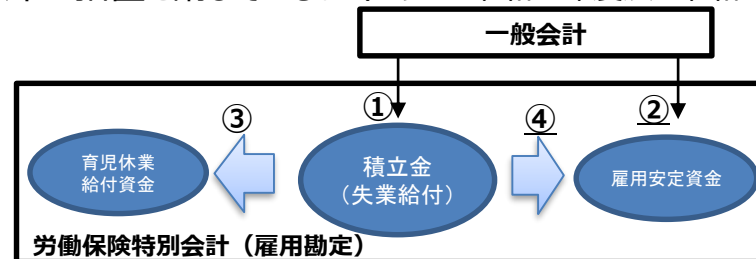
雇用調整助成金等と一般会計との関係

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,265円※を超える部分には一般会計から繰り入れる**こととなっている。
※～R2.7.31：8,330円、R2.8.1～R3.7.31：8,370円



- 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法で以下の措置を講じている。（いずれも令和2年度及び令和3年度）

- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- ② **新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。**
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ **雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。**



雇用調整助成金の支給状況について

◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：5兆5,931億円（うち雇用調整助成金：5兆713億円、緊急雇用安定助成金：5,218億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～8/6	-	4,300,347(1,033,849)	-	4,147,061(959,727)	-	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189(13,042)	4,407,990(1,028,971)	67,697(15,851)	4,267,043(987,770)	589(52)	42,324(3,056)
8/21～8/27	64,542(14,986)	4,472,532(1,043,957)	70,880(16,503)	4,337,923(1,004,273)	537(48)	42,861(3,103)
8/28～9/3	78,387(18,988)	4,550,919(1,062,945)	74,588(17,539)	4,412,511(1,021,812)	620(54)	43,481(3,157)
9/4～9/10	66,391(16,188)	4,617,310(1,079,133)	73,190(17,111)	4,485,701(1,038,923)	584(52)	44,065(3,209)
9/11～9/17	62,702(14,792)	4,680,012(1,093,925)	73,921(17,702)	4,559,622(1,056,625)	589(53)	44,654(3,262)
9/18～9/24	41,819(9,722)	4,721,831(1,103,647)	42,003(9,990)	4,601,625(1,066,615)	326(29)	44,981(3,291)
9/25～10/1	82,331(19,774)	4,804,162(1,123,421)	73,263(17,430)	4,674,888(1,084,045)	529(49)	45,509(3,340)
10/2～10/8	75,332(18,208)	4,879,494(1,141,629)	75,732(18,016)	4,750,620(1,102,061)	492(49)	46,002(3,389)
10/9～10/15	65,250(15,793)	4,944,744(1,157,422)	75,798(18,068)	4,826,418(1,120,129)	538(52)	46,540(3,442)
10/16～10/22	61,347(14,466)	5,006,091(1,171,888)	75,200(17,861)	4,901,618(1,137,990)	551(50)	47,091(3,491)
10/23～10/29	67,550(16,176)	5,073,641(1,188,064)	69,202(16,434)	4,970,820(1,154,424)	455(47)	47,546(3,538)
10/30～11/5	60,032(14,803)	5,133,673(1,202,867)	57,753(13,312)	5,028,573(1,167,736)	449(44)	47,995(3,583)
11/6～11/12	61,527(14,791)	5,195,200(1,217,658)	71,684(17,262)	5,100,257(1,184,998)	519(50)	48,514(3,633)
11/13～11/19	56,295(12,402)	5,251,495(1,230,060)	67,496(15,910)	5,167,753(1,200,908)	536(47)	49,050(3,679)
11/20～11/26	48,677(11,368)	5,300,172(1,241,428)	52,246(12,680)	5,219,999(1,213,588)	364(37)	49,414(3,716)
11/27～12/3	74,678(17,543)	5,374,850(1,258,971)	66,085(16,330)	5,286,084(1,229,918)	521(48)	49,935(3,764)
12/4～12/10	55,238(12,144)	5,430,088(1,271,115)	67,208(16,087)	5,353,292(1,246,005)	528(45)	50,462(3,809)
12/11～12/17	49,724(11,019)	5,479,812(1,282,134)	62,999(15,447)	5,416,291(1,261,452)	414(40)	50,877(3,849)
12/18～12/24	52,775(11,526)	5,532,587(1,293,660)	59,347(14,308)	5,475,638(1,275,760)	460(34)	51,337(3,882)
12/25～12/31	27,224	5,559,811	22,769	5,498,407	200	51,538
うち雇用調整助成金	21,411	4,260,338	17,383	4,217,261	189	47,644
うち緊急雇用安定助成金	5,813	1,299,473	5,386	1,281,146	12	3,894

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）
 注2）財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1)令和2年10月1日から令和4年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2)令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和4年3月31日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日あたり平均賃金 × 80%※1 × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

- ① 1日あたり支給額（8,265円※2（令和3年4月までは11,000円／令和3年12月までは9,900円）が上限） ② 休業実績

※1 (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和4年3月31日の期間において11,000円。

・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。（就労した日は休業実績から除く。）

3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年3月	令和3年12月31日（金）
令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、
・令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年12月31日(金)**までに、
・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
令和3年1月8日～3月(※)	
令和3年4月～12月	令和4年3月31日（木）
令和4年1月～3月	令和4年6月30日（木）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

12月23日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～7/8	-	2,345,251	-	1,860,605	-	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,879	2,614,788	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,268	2,729,056	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,153	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,313	2,817,466	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,866,006	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,594	2,923,600	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
9/3～9/9	61,633	2,985,233	65,765	2,376,570	4,470,126	177,744,568
9/10～9/16	66,957	3,052,190	64,003	2,440,573	4,587,584	182,332,152
9/17～9/23	54,612	3,106,802	36,194	2,476,767	2,557,202	184,889,354
9/24～9/30	80,942	3,187,744	62,171	2,538,938	4,287,823	189,177,177
10/1～10/7	59,241	3,246,985	63,659	2,602,597	4,579,876	193,757,053
10/8～10/14	59,197	3,306,182	79,476	2,682,073	5,632,448	199,389,501
10/15～10/21	56,912	3,363,094	73,152	2,755,225	5,125,530	204,515,031
10/22～10/28	50,424	3,413,518	70,509	2,825,734	5,032,693	209,547,724
10/29～11/4	45,087	3,458,605	56,960	2,882,694	3,864,792	213,412,516
11/5～11/11	59,516	3,518,121	69,446	2,952,140	4,949,342	218,361,858
11/12～11/18	52,015	3,570,136	64,428	3,016,568	4,585,726	222,947,584
11/19～11/25	50,931	3,621,067	50,168	3,066,736	3,628,159	226,575,743
11/26～12/2	51,042	3,672,109	68,785	3,135,521	4,744,308	231,320,051
12/3～12/9	62,691	3,734,800	59,878	3,195,399	4,132,528	235,452,579
12/10～12/16	67,728	3,802,528	59,678	3,255,077	4,201,172	239,653,751
12/17～12/23	78,251	3,880,779	61,226	3,316,303	4,298,581	243,952,332
うち支援金	-	-	16,922	912,971	1,360,665	78,574,202
うち給付金	-	-	44,304	2,403,332	2,937,916	165,378,130

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容^(注)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」といふ)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。 なお、上限額については月単位での適用とする。 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。
(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。